監査委員の意見聴取について

資料№２

（品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例）

１　平成２９年の地方自治法等の一部改正（令和２年４月１日施行）により、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意・重過失がないときは、損害賠償責任額から政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を免責することを定めることができることとなった。

２　なお、本条例の議決に際しては、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされている。

３　令和４年第１回区議会定例会に本条例（品川区長等の損害賠償責任の一部免責

に関する条例）が提案される予定であるため、執行機関より議案の送付を受け次第、監査委員に対し、議長名により意見の照会を行う。なお、監査委員からの回答は追って報告する。

※職員に関する条例の制定・改廃に関し、議会から人事委員会に対して行う意見照会と類似の仕組み。

|  |
| --- |
| 地方自治法 |
| （普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）第243条の2　普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。２　普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。３　（略） |